

令和7年度 介護用品購入費助成事業(旧紙おむつ券給付)について

■ 趣旨

本事業は、在宅で生活している高齢者及び障害者の紙おむつ類の購入費を助成することで経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続を支援するために実施するものです。

■ 対象者

見附市内に住所を有し、在宅で常時紙おむつを必要とする者であって次のいずれかに該当するもの

1. 各基準日において、介護保険で要介護1から要介護5までの認定を受けている者
2. 特別障害者手当もしくは障害児福祉手当の受給者又は特別児童扶養手当(1級)の対象児童

■ 給付額について

各基準日時点の介護度等によって、上記対象者に下記のとおり給付します。

介護度等	助成額 (最大(年2回の合計額))	内訳(認定の基準日)	
		前期分(4月1日)	後期分(10月1日)
① 要介護1または2 要介護3 要介護4または5	10,000円	5,000円	5,000円
	24,000円	12,000円	12,000円
	36,000円	18,000円	18,000円
② 特障・特児(1級)等	20,000円	10,000円	10,000円

※対象者本人への給付となります。

※上記①と②は、重ねて給付を受けることはできません。

※非課税世帯への助成額の上乗せはありません。

※4月1日基準日分の申請は、4/1～6/30 までで給付は6月以降、10月1日基準日分の申請は、10/1～12/26 までで給付は12月以降になります。

※各基準日(4/1、10/1)における介護度等に変更がない場合は後期分(10/1)の申請は不要です。

■ 利用にあたっての注意事項

1. 事業の利用にあたり、事業対象外にもかかわらず受給が発覚した場合は、その助成額の返還を求めます。
2. 申請の際は、介護保険証の写し、本人名義の口座の写しが必要です。ただし、本人が家族等による代理受領を希望する場合は、委任状および委任を受けた者の口座の写しをもって代えることができます。
3. その他、不明な点については、下記連絡先までお問合せください。

【連絡先】見附市健康福祉課 高齢福祉係

☎ 0258-61-1350

Q&A

Q. 常時紙おむつを必要としているとはどういう状態なのか？

A. オムツを使用していないと日常生活や介護に支障をきたす状態をいいます

Q. 在宅の定義は？

A. 自宅での介護のほか、グループホーム、ケアハウス、介護付き有料老人ホーム、在宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅は在宅とみなします。

Q. 4月2日～9月30日までの間に新たに要介護1～5の認定を受けた場合、いつ申請したらよいか？

A. 10月1日の基準日において申請をしてください。

Q. 10月2日以降に新たに要介護1～5の認定を受けた場合や、介護度などに変更があった場合は、どうしたらよいか？

A. 翌年度の4月1日の基準日において申請してください(今年度の給付対象には該当しません)。

Q. 4月1日の基準日において申請をしたが、4月2日～9月30日の間に介護度が変わった場合や、その他変更があったときはどうしたらよいか？

A. 介護度の変更については原則変更申請は不要です。特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設、老人保健施設に入所されることで対象でなくなった場合、亡くなられたとき、振込口座の変更をされる場合は、必ず変更申請をしてください。